

一般社団法人神奈川県経営者協会 殿

神奈川労働局職業安定部長



緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
雇用調整助成金の特例に関する周知要請について

職業安定行政の運営については、日頃より格別のご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金の特例制度等の実施により支援策を講じております。本特例の1つとして、大企業のうち、緊急事態宣言対象地域の知事の要請等を受けて、営業時間の短縮等に協力する飲食店及び業況の厳しい大企業の助成率を10/10（解雇等を行った場合は4/5）に引き上げることとしました。また、特例期間及び緊急対応期間についても、令和3年2月28日を末日としていたところ、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長いたします。

当該特例措置は休業手当が支払われやすい環境整備に資することが期待されるため、これまでの特例措置等とあわせて、大企業をはじめとして、飲食店等を経営する中小企業も含め、改めて広く周知し、その活用について働きかけを行うことが重要であると考えております。

つきましては、貴団体におかれましても周知へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、周知いただく際は、別添「周知用リーフレット」をご活用いただければ幸いです。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年2月28日までを期限としていた雇用調整助成金の特例期間及び緊急対応期間を、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長します。
- 2 緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等に対する雇用調整助成金等の大企業の助成率を10/10（解雇等を行った場合4/5）に引き上げます。令和3年1月8日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの休業が対象となります。
- 3 緊急事態宣言が行われた月から遡って3か月間の生産指標と前年又は前々年同期の生産指標を比較して30%以上減少している大企業に対する雇用調整助成金等の助成率を10/10（解雇等を行った場合4/5）に引き上げます。令和3年1月8日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの休業が対象となります。

- 4 雇用調整助成金は短時間休業にも活用できます。シフト制労働者の勤務時間が短くなった場合などであっても、これまでのシフト等に基づき休業日を設定し、休業手当を支払えば、助成対象となります。

- 5 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給しています。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。